



26 予 予 第 8 9 0 号
平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日

一般社団法人日本トレーラーハウス協会
代表理事 大原 邦彦 様

東京消防庁
予防部長 村上 研



多数の者の集合する催しにおける火災予防対策について

平素から、火災予防につきましましては特段の御配慮をいただき厚く御礼申しあげます。

さて、平成 2 5 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため、火災予防条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年東京都条例第 1 0 7 号）が平成 2 6 年 7 月 2 日に公布されました。この改正において、「多数の者の集合する催しにおいて使用する火気使用器具等には消火器を備えること。」及び「多数の者の集合する催しにおいて火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合、3 日前までに消防署長に届出ること。」等が規定され、同年 8 月 1 日に施行されました。

しかし、平成 2 6 年 8 月 2 日江東区内の夏祭りにおいて、カセットこんろのカセットボンベが破裂し、漏洩したガスに引火、爆発した火災により、傷者 4 名が発生しました（別紙 1 参照）。平成 2 6 年 8 月 1 6 日に行われた新宿区内の花火大会では、移動販売車内で調理中に、調理機器から漏れたガスに引火した火災により、傷者 3 名が発生しました（別紙 2 参照）。さらに、平成 2 6 年 1 0 月 1 2 日に大田区内の寺院で行われた縁日において、火気使用器具等の周囲に放置した使用済みのプロパンガスのボンベ（2 0 kg）が転倒し、漏洩したガスに調理中の火が引火する火災が発生しました（別紙 3 参照）。

つきましましては、同種火災の再発を防止するため、火気使用器具等の使用に際し、別紙 4 の「露店等チェックリスト」を活用していただくとともに、特に以下の内容が順守されるよう、傘下会員の皆様方へ周知いただきますようお願い申し上げます。

1 気体燃料を使用する調理用器具を使用する場合は、平素からガス配管のゆ

- るみ、劣化によるガス漏れに十分注意し、ガスのにおい等の異常を感じたら、直ちに使用を中止してください。
- 2 設置場所により強風等で立ち消えしガスが漏れ出すことが考えられますので、火が消えるとガスを遮断する立ち消え安全装置付き火気使用器具等を努めて使用してください。
 - 3 照明用の電源等として携帯用発電機を使用する場合、当該携帯用発電機は火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第18条の規定に適合するよう措置してください。
 - 4 移動販売車による販売のみを目的とする催しの場合、移動販売車の数によらず、集客のための広報又は集客できる施設で行うものは、多数の者の集合する催しとして取り扱います。この場合、火気使用器具等への消火器の備えや、条例第60条第5号の火気使用器具等を使用する露店等の届出を行ってください。
 - 5 火気使用器具等の周囲は、常に整理し、プロパンガスのボンベ、ガソリン携行缶等、その残量によらず燃料その他の可燃物を放置しないでください。
 - 6 プロパンガスのボンベは、その残量によらず、転倒しないよう鎖等で固定するとともに、使用していないボンベのバルブは閉鎖してください。
 - 7 プロパンガスのボンベを重しにする等、バルブの緩みに繋がる不安全な使用はしないでください。
 - 8 多数の者の集合する催し以外の場所で開設する場合でも、消火器を使用可能な状態で備えてください。
 - 9 火気使用器具等をアルバイト従業員など、不慣れな者による取扱いは行わないようにしてください。やむを得ない場合は、短時間に限定するとともに、火気の取扱いに十分注意させてください。

お問合せ先

東京消防庁
予防課火気電気係 五十嵐 辻岡
電話 03-3212-2111（代表）
内線 4782 4787

カセットこんろの誤使用による火災概要

1 催し概要

- (1) 内 容 盆踊り
- (2) 開催日時 平成26年8月2日、19時00分から21時00分まで
- (3) 場 所 江東区内の神社の境内

2 火災概要

神社の境内で開催されていた盆踊り会場において、模擬店でフランクフルトの茹で鍋を加熱していたカセットこんろのカセットボンベが破裂し、漏れたガスに何らかの火源から引火し、周囲に居た4名が、顔面・前腕等を熱傷したものの。

3 傷病者

- (1) 女性（44歳） 顔面・前腕熱傷（中等症）
- (2) 男性（77歳） 顔面熱傷（中等症）
- (3) 男性（16歳） 上肢熱傷（軽症）
- (4) 女性（53歳） 頭髪熱傷（軽症）

4 焼損物件

テントのビニル紐若干焼損。

5 火気使用器具等の取扱い上の問題点

- (1) カセットこんろのボンベ部を覆うような大きな鍋を使用しており、カセットボンベカバーに鍋が接触していた。
- (2) 風除けのために、カセットこんろをダンボールで覆っており、可燃物が近接していた。
- (3) 木製台の上にダンボールを敷き、その上にカセットこんろを置いており、不安定な状態で使用していた。
- (4) 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）第13条の圧力感知安全装置（※）が設置されていたが、カセットボンベが破裂した。

※ 圧力感知安全装置とは、カセットボンベの内圧が一定以上に上昇した場合に、燃料ガスの供給を停止するもの。

移動販売車のガス漏洩による火災概要

1 催し概要

- (1) 内 容 花火大会
- (2) 開催日時 平成26年8月16日、19時30分から20時30分まで
- (3) 場 所 新宿区内の公園等

2 火災概要

従業員が移動販売車※内のガスこんろで賄い用のカレーを温めていたところ、プロパンガスを使用する火気使用器具等が立ち消えした。そのため漏れたプロパンガスが他のガスこんろの炎により引火し、出火した。

車内にいた従業員3名が負傷した。

※移動販売車では調理のみ行い、従業員が当該車両から離れた場所に配膳していた。

3 傷病者

- (1) 男性（30歳） 両下腿熱傷（軽症）
- (2) 男性（27歳） 右足首熱傷（搬送辞退）
- (3) 男性（29歳） 両前腕熱傷（搬送辞退）

4 焼損物件

車室内及び合成樹脂製固定補強材若干焼損。

5 火気使用器具等の取扱い上の問題点

事故前、ガス漏れした火気使用器具等が2回立ち消えし、従業員がガスのおいにおい気付いていたにもかかわらず、当該機器の使用を続けたこと。

プロパンガスのボンベ転倒による火災概要

1 催し概要

- (1) 内 容 寺院の縁日
- (2) 開催日時 平成26年10月11日から13日、各日9時00分から
22時00分まで
- (3) 場 所 大田区内の寺院

2 火災概要

露店で使用していた火気使用器具等の周囲に、使用済みとして放置されていたプロパンガスのボンベに犬を繋いでいたところ、ボンベが転倒した。その結果、ガスが漏れ付近にあったガスフライヤーから引火し、出火したと推定される。2店舗隣の露店の店主が、自分の店舗に備えていた消火器で初期消火した。

3 傷病者

傷病者なし。

4 焼損物件

天幕（出火店舗及び隣接店舗）、ガスフライヤー等焼損。

5 火気使用器具等の取扱い上の問題点

- (1) 火気使用器具等の周囲に、プロパンガスのボンベを放置したこと。
- (2) プロパンガスのボンベが転倒しないよう、固定していなかったこと。
- (3) プロパンガスのボンベに犬を繋ぎ、バルブの緩みに繋がる不安全な状態にしたこと。

露店等チェックリスト

火気使用器具等の状況等を以下のリストに従い確認します。不備のある部分については改善してください。

火気使用器具等の種類 (該当するものに○)	液体燃料を使用する器具（発電機・石油ストーブなど）
	気体燃料を使用する器具（ガスこんろ・ガス調理器具など）
	固体燃料を使用する器具（七輪・BBQ グリルなど）
	電気を熱源とする器具（ホットプレート・オーブンなど）

＜露店等の配置及び火気使用器具等全般に関すること＞

チェック項目		チェック欄
1	露店等の位置は消火栓、防火水槽等の使用に支障ない位置となっているか。	
2	火気使用器具等とダンボール、紙等の可燃物とは、火災予防上安全な距離を確保しているか。	
3	火気使用器具等の周囲を整理整頓し、可燃物を放置していないか。	
4	火気使用器具等を観客席に近接した位置や避難の支障となる位置で使用していないか。	
5	火気使用器具等を可燃性の蒸気やガスが滞留するおそれのない場所で使用しているか。	
6	火気使用器具等を地震等により可燃物が落下、接触しない場所で使用しているか。	
7	火気使用器具等を地震等により容易に転倒・落下しない安定した状態で使用しているか。	
8	火気使用器具等を故障又は破損した状態で使用していないか。	
9	火気使用器具等を本来の使用目的・方法と異なる使い方をしていないか。	
10	消火器を歩行距離 20 m 以内に準備しているか。	
11	消火器は使用期限内か。また、腐食又は破損がないか。	
12	消火器の使用方法を確認しているか。	
13	火気使用器具等の使用中にその場から離れないことを徹底しているか。	
14	火災等の事故発生時の対応要領を把握しているか。	

＜裏面に続く＞

＜火気使用器具等の種類に応じて必要となること＞

種類		チェック項目	チェック欄
1	液・気 固	火気使用器具等に応じた適正な燃料を使用しているか。	
2	液・気	燃料配管は器具との接続部分を締めつけるとともに、器具に応じた適切な長さとしているか。	
3	液・気	発電機等及び予備燃料等を周囲に人がいる場所に置いていないか。	
4	液	発電機等に使用するガソリンの容器は、金属製の携行缶等の運搬に適した容器が使用されているか。	
5	液	ガソリンを40リットル以上保管していないか。	
6	液	発電機等に使用するガソリンの容器は、地面に直接置く等の静電気が蓄積しないような措置がされているか。	
7	液	発電機等に使用するガソリンの容器は、可燃性蒸気が漏れないように密栓されているか。	
8	液	発電機等に使用するガソリンの容器は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない、風通しの良い場所に置かれているか。	
9	液	発電機等に燃料を補給する場合、エンジンを停止することを徹底しているか。また、火気や人の近くで燃料を補給しないことを徹底しているか。	
10	液	発電機等にガソリンを補給する場合、ガソリン携行缶のガス抜き操作を行ってから容器の栓を開口することを徹底しているか。	
11	液	液体燃料を使用する器具は、不燃性の床又は台の上で使用しているか。	
12	気	プロパンガスボンベ等は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定しているか。	
13	気	カセットこんろ等を並べて使用したり、カセットこんろより大きな鉄板を使う等のボンベが加熱されるような使い方をしていないか。	
14	電	器具のコンセント及びコンセントプラグは劣化・破損していないか。	
15	電	器具の配線の分岐及び接続部分等は防水措置を行っているか。	

備考 1 種類欄の「液」は液体燃料を使用する器具、「気」は気体燃料を使用する器具、「固」は固体燃料を使用する器具、「電」は電気を熱源とする器具を示しています。

2 チェック欄には、適切な場合に「○」を、不適切な場合に「×」を、非該当の場合に斜線を記載しています。

チェック者

氏名 _____